

# 三井野原スキー場の開き

三井野原スキー場で十二月二十三日、三井野原観光協会主催でスキー場開きが行われました。

今年も例年になく積雪に恵まれ、スキーヤーが見守るなか、岩田町長、地元関係者など約五十人が出席し、多くの利用者とシーズン中の安全を祈願しました。



スキー場開きを祝い記念滑走

式典終了後には、地元の子供たちが「三井野原スキー場開き」と書かれた看板を持っての記念滑走、餅つき等も行われました。

三井野原スキー場はJR木次線の駅と国道三二四号から近く、また子供や女性も楽しむなどの料金を大幅に値下げしました。

める滑りやすいコースが人気です。奥出雲町となり、利用を促進するため、今年からリフト

## 仁多乃炎太鼓 年越し演奏会

新年を迎える恒例の一大イベント・仁多乃炎太鼓年越し演奏会が、今年も島根県集合庁舎前広場において行われました。この演奏会は、「響け希望の年へ」をキャッチフレーズに、行く年に感謝し来る年に希望を願いを込めて毎年行われています。

仁多乃炎太鼓では昨年、新町・奥出雲町の誕生を記念した太鼓祭りを開催し、全国からの二千五百人を超える観衆を魅了しました。オープニングでは、町内の子供たちによる飛炎太鼓の演奏、ゲストによる三線と太鼓の競演、炎太鼓の力強い演奏披露などが厳寒のなか次々と行われました。



新しい年を祝い賑やかな演奏

## 剣道越年稽古

一年の稽古を納め新年に更なる精進を誓う剣道の越年稽古会が仁多郡剣道連盟の主催で仁多中学校武道場において行われました。

今年も町内の小・中学校、高校の剣道部員、帰省中の大学生、社会人など多くの剣士が参加しました。午後十一時から始まった稽古会では、恩師の先生や諸先輩方と掛け稽古、切り返し稽古、素振りなどを真剣に行いました。



真剣に稽古する参加者

## 子どもたちを犯罪から守る 町内の中学校に防犯ブザーを贈る

全国的に子どもを狙った犯罪が増加しており、地域の子どもたちの安全確保が緊急の課題となっています。

い等が説明されました。奥出雲町では、すでに全小生にも防犯ブザーと熊よけ鈴を配布しています。

雲南警察署から町内の全中学生に防犯ブザーが贈られることになり、十二月二十二日、仁多、横田両中学校で贈呈式が行われました。



贈呈式の様子

今回贈呈された防犯ブザーは、事件などに巻き込まれそうになった時、ピンを抜くと大きな音が鳴り周囲に知らせます。

また、ブザーを身に着けることで犯罪に対する予防にもつながります。

贈呈を受けた両中学校の生徒会長からは「犯罪に気を付け、ブザーを大切に使い、このお礼の言葉がありました。このあと警察署の担当者から防犯ブザーの効果や取り扱い

熊よけ鈴は「カランカラン」という音で、登下校を地域の方に知らせる意味もあります。子どもたちの安全を地域全体で守ることができるよう協力をお願いいたします。

## 横田中学校 第42回全国花いっぱいコンクールで毎日新聞社賞を受賞

生徒が協力して花と緑を育て、環境保全、自然保護活動に力を入れている学校を顕彰する第42回全国花いっぱいコンクールにおいて、横田中学校が毎日新聞社賞を受賞しました。



また、島根ふれあい環境財団21が主催する第16回島根県花と緑のまちづくり賞の大賞に横田中学校、優秀賞に亀嵩地区福祉振興協議会環境部、仁多中学校、奨励賞に高田小学校がそれぞれ選ばれました。

受賞された団体は、長年花づくり等に取り組み、地域の環境美化に大きく貢献されました。

## 国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際に『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』等の証明書を添付することが義務付けられました。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村住民税等の社会保険料控除の対象となります。平成16年分までの年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付等は必要ありませんでしたが、所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から昨年の11月上旬に送付されています。証明内容は昨年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月以降に本年初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、社会保険料控除として国民年金保険料を申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、世帯主は世帯員の保険料を、配偶者は他方の配偶者の保険料を連帯して納付する義務があります。生計を同一とするご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際にはご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

控除証明書に関するお問い合わせは、  
控除証明書専用ダイヤル . 0570 - 00 - 9911まで  
(平成18年3月17日までの平日9時から17時まで)